〇鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則

昭和54年12月21日

規則第88号

改正 昭和55年11月17日規則第82号

昭和58年7月27日規則第71号

昭和60年6月3日規則第40号

昭和61年10月24日規則第86号

昭和63年11月2日規則第61号

平成2年8月29日規則第39号

平成4年10月14日規則第55号

平成5年12月8日規則第67号

平成7年9月22日規則第66号

平成9年3月28日規則第20号

平成12年3月31日規則第109号

平成14年6月14日規則第40号

平成18年3月31日規則第32号

平成19年6月8日規則第50号

平成23年11月8日規則第56号 平成28年9月9日規則第37号

平成30年6月5日規則第27号

令和元年6月21日規則第4号

令和3年3月30日規則第23号

令和4年2月25日規則第5号

令和5年5月12日規則第36号

令和6年1月19日規則第3号

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則をここに公布する。

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則

(貸付け)

第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第124号)、沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)及び令和4年農林水産省告示第535号(沿岸漁業改善

昭和56年7月22日規則第62号 昭和59年11月7日規則第88号 昭和60年10月11日規則第53号 昭和62年10月30日規則第69号 平成元年11月20日規則第60号 平成3年7月31日規則第39号 平成5年2月3日規則第2号 平成7年2月15日規則第3号 平成8年10月25日規則第69号 平成10年10月30日規則第74号 平成12年7月4日規則第148号 平成15年2月25日規則第7号 平成19年3月30日規則第43号 平成21年10月30日規則第52号 平成25年3月29日規則第21号 平成29年6月30日規則第41号 平成31年3月29日規則第21号 令和2年7月3日規則第48号 令和3年3月30日規則第28号 令和4年8月19日規則第35号 令和5年7月7日規則第40号 令和6年6月7日規則第42号 資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件),中小企 業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 (平成20年法律第38号。以 下「農商工等連携促進法」という。),中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動 の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号),中小企業者と農林漁業者との連携 による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改 良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)及び令和4 年農林水産省告示第536号(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関 する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措 置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件),農林漁業有 機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。 以下「農林漁業バイオ燃料法」という。),農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料と しての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)及び農林漁業有機物資源 のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則(平成20年/農林水産省 /経済産業省/環境省/令第1号),地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創 出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産 業化法」という。),地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の 農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)及び地域資源を活用し た農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施 行規則(平成23年農林水産省令第7号),環境と調和のとれた食料システムの確立のため の環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食 料システム法」という。),環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低 減事業活動の促進等に関する法律施行令(令和4年政令第229号)及び環境と調和のとれ た食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則(令 和4年農林水産省令第42号)並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助 成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。)及び東日 本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定 の施行等に関する政令(平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。) の定めるところによるほか,この規則に定めるところにより,沿岸漁業従事者等(法第3 条第1項の沿岸漁業従事者等をいう。以下同じ。)に対し、経営等改善資金、生活改善資 金及び青年漁業者等養成確保資金(以下これらを「沿岸漁業改善資金」という。)を貸し 付け,農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であつて同条第2項第 2号ハに掲げる措置を行うもの(以下「認定中小企業者」という。)及び六次産業化法第 5条第1項の認定を受けた農林漁業者等であつて同条第4項第3号に規定する措置を行 うもの(以下「促進事業者」という。)に対し、経営等改善資金(次条の表経営等改善資 金の部1の項から7の項までに掲げる資金に限る。)を貸し付ける。

2 県は,前項に規定するほか,沿岸漁業従事者等,認定中小企業者及び促進事業者に対する沿岸漁業改善資金の貸付け(認定中小企業者及び促進事業者に係るものにあつては,次条の表経営等改善資金の部1の項から7の項までに掲げる資金に係るものに限る。)の業務を行う融資機関(法第3条第2項の融資機関をいう。以下同じ。)に対し,当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける。

(平 5 規則67・平21規則52・平23規則56・令 4 規則35・令 5 規則40・令 6 規則3・令 6 規則42・一部改正)

(沿岸漁業改善資金の種類等)

第2条 沿岸漁業改善資金の種類,貸付けの対象となる資金(以下「貸付対象資金」という。)の内容,沿岸漁業従事者等,認定中小企業者及び促進事業者ごとの貸付限度額,償還期間,据置期間並びにその他の貸付条件は,次の表のとおりとする。なお,東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で,その主要な事業用資産について浸水,流失,滅失,損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもののうち,東日本大震災(原子力発電所の事故による災害に限る。)による影響を受けているものにおいては,東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和7年3月31日までに貸し付ける沿岸漁業改善資金の種類,貸付対象資金の内容ごとの償還期間及び据置期間は,次の表の償還期間及び据置期間の欄に掲げる期間にそれぞれ3年を加えた期間とする。

|沿岸漁業改善資金の種||貸付対象資金の内||貸付限度額 ||償還期間| その他の貸付条件 類 容 及び据置 期間 経 1 自動操だ装置 自動操だ装置 500万円 7年以 貸付対象資金の内容に 営 その他の操船作 の設置費用 (自動操だ 内 (据置期係る事業等 (以下「貸付対 |2 遠隔操縦装置裝置を設置 ||間1年以 象事業等」という。) によ 等 業を省力化する ための機器, 設備 の設置費用 する場合に 内を含 り設置し,又は購入する機

1 1			1	1	
善	又は装置(以下	3 サイドスラス	あつては1	む。)。た	器等で船舶安全法 (昭和8
資	「機器等」とい	ターの設置費用	台につき100	だし,農商	年法律第11号) の規定の適
金	う。)の設置に必	4 レーダーの設	万円,遠隔操	工等連携	用を受けるもの又はこれ
	要な資金(以下	置費用	縦装置を設	促進法第	の設置に係る漁船につい
	「操船作業省力	5 自動航跡記録	置する場合	14条の規	ては、その種類に応じ次の
	化機器等設置資	装置の設置費用	にあつては	定による	条件を付する。
	金」という。)	6 GPS受信機の	1台につき	沿岸漁業	(1) 機器等が船舶安全法
		設置費用	50万円, サイ	改善資金	第6条第3項の検査を
			ドスラスタ	助成法の	受け,これに合格するこ
			ーを設置す	特例の適	と又は船舶安全法施行
			る場合にあ	用を受け	規則 (昭和38年運輸省令
			つては1台	る場合に	第41号) 第65条の 6 第 2
			につき400万	あつては	項の準備検査を受け, 基
			円、レーダー	9年以内	準に適合していること
			を設置する	(据置期	の確認を受けること。
			場合にあつ	間3年以	(2) 船舶安全法第5条第
			ては1台に	内を含	1項の定期検査,中間検
			つき180万	む。),農	査又は臨時検査を受け,
			円,自動航跡	林漁業バ	これに合格すること。
			記録装置を	イオ燃料	(3) 機器等が船舶安全法
			設置する場	法第10条	第6条の5第1項の型
			合にあつて	の規定に	式承認を受け, 同項の検
			は1台につ	よる沿岸	定に合格したものであ
			き120万円,	漁業改善	ること。
			GPS受信機を	資金助成	
			設置する場	法の特例	
			合にあつて	の適用を	
			は1台につ	受ける場	
			き130万円)	合にあつ	
				ては9年	
				以内(据置	

期間1年
以内を含
む。),六
次産業化
法第11条
の規定に
よる沿岸
漁業改善
資金助成
法の特例
の適用を
受ける場
合にあつ
ては9年
以内(据置
期間3年
以内を含
む。),み
どりの食
料システ
ム法第25
条の規定
による沿
岸漁業改
善資金助
成法の特
例の適用
を受ける
場合にあ
っては9
年以内(据

			置期間 1
			年以内を
			含む。)
2 動力式つり機	1 動力式つり機		
その他の漁ろう	の設置費用	(動力式つ	内(据置期
作業を省力化す	2 ラインホーラ	り機を設置	間1年以
るための機器等	一等の揚縄機の	する場合に	内を含
の設置に必要な	設置費用	あつては1	む。)。た
資金(以下「漁ろ	3 ネットホーラ	件につき500	だし,農商
う作業省力化機	一等の揚網機の	万円, ライン	工等連携
器等設置資金」と	設置費用	ホーラー等	促進法第
いう。)	4 巻取りウイン	の揚縄機を	14条の規
	チの設置費用	設置する場	定による
	5 放電式集魚灯	合にあつて	沿岸漁業
	の設置費用	は1台につ	改善資金
	6 漁業用クレー	き120万円,	助成法の
	ンの設置費用	ネットホー	特例の適
	7 漁獲物等処理	ラー等の揚	用を受け
	装置の設置費用	網機を設置	る場合に
	8 海水冷却装置	する場合に	あつては
	の設置費用	あつては1	9年以内
	9 海水殺菌装置	台につき120	(据置期
		万円,巻取り	
	10 漁業用ソナー	ウインチを	内を含
	の設置費用	設置する場	
	11 カラー魚群探		
	知機の設置費用		
	12 潮流計の設置		法第10条
	費用	7. – 3,333	の規定に
		灯を設置す	
		る場合にあ	漁業改善

つては1セ 資金助成 ットにつき 法の特例 200万円,漁の適用を 業用クレー 受ける場 ンを設置す 合にあつ る場合にあ ては9年 つては1台 以内(据置 につき400万期間1年 円, 漁獲物等以内を含 処理装置を む。),六 設置する場 次産業化 合にあつて 法第11条 は1台につ の規定に き500万円, よる沿岸 海水冷却装 漁業改善 置を設置す 資金助成 る場合にあ 法の特例 つては1台 の適用を につき180万受ける場 円,海水殺菌合にあつ 装置を設置 ては9年 する場合に 以内(据置 あつては1 期間3年 台につき300以内を含 万円,漁業用む。),み ソナーを設 どりの食 置する場合 料システ にあつては ム法第25 1台につき 条の規定 500万円,カによる沿 ラー魚群探 岸漁業改

		知機を設置	善資金助
		する場合に	成法の特
		あつては1	例の適用
		台につき150	を受ける
		万円,潮流計	場合にあ
		を設置する	つては9
		場合にあつ	年以内(据
		ては1台に	置期間 1
		つき500万	年以内を
		円)	含む。)
3 1及び2に規	1 補機関(動力	500万円	7年以
定する機器等を	取出装置付き推	(補機関(動	内(据置期
駆動し、又は作動	進機関を含む。)	力取出装置	間1年以
させるための補	の設置費用	付き推進機	内を含
機関その他の機	2 油圧装置の設	関を含む。)	む。)。た
器等の設置に必	置費用	を設置する	だし,農商
要な資金(以下		場合にあつ	工等連携
「補機関等駆動		ては1台に	促進法第
機器等設置資金」		つき400万	14条の規
という。)		円,油圧装置	定による
		を設置する	沿岸漁業
		場合にあつ	改善資金
		ては1台に	助成法の
		つき500万	特例の適
		円)	用を受け
			る場合に
			あつては
			9年以内
			(据置期
			間3年以
			内を含

む。),農
林漁業バ
イオ燃料
法第10条
の規定に
よる沿岸
漁業改善
資金助成
法の特例
の適用を
受ける場
合にあつ
ては9年
以内(据置
期間1年
以内を含
む。),六
次産業化
法第11条
の規定に
よる沿岸
漁業改善
資金助成
法の特例
の適用を
受ける場
合にあつ
ては9年
以内(据置
期間3年
以内を含

			む。),み	
			どりの食	
			料システ	
			ム法第25	
			条の規定	
			による沿	
			岸漁業改	
			善資金助	
			成法の特	
			例の適用	
			を受ける	
			場合にあ	
			つては9	
			年以内(据	
			置期間1	
			年以内を	
			含む。)	
4 推進機関その	1 漁船用環境高	2,500万円	7年以	
他の漁船に設置	度対応機関の設	(漁船用環	内(据置期	
される機器等で	置費用	境高度対応	間1年以	
あつて,通常の型	2 定速装置の設	機関を設置	内を含	
式のもの又は通	置費用	する場合に	む。)。た	
常の方式による	3 発光ダイオー	あつては1	だし,農商	
ものと比較して	ド式集魚灯の設	台につき	工等連携	
燃料油の消費が	置費用	2,400万円,	促進法第	
節減されるもの		定速装置を	14条の規	
の設置に必要な		設置する場	定による	
資金(以下「燃料		合にあつて	沿岸漁業	
油消費節減機器		は1台につ	改善資金	
等設置資金」とい		き120万円,	助成法の	
う。)		発光ダイオ	特例の適	

	ード式集魚	用を受け
	灯を設置す	る場合に
	る場合にあ	あつては
	つては1セ	9年以内
	ットにつき	(据置期
	1,300万円)	間3年以
		内を含
		む。),農
		林漁業バ
		イオ燃料
		法第10条
		の規定に
		よる沿岸
		漁業改善
		資金助成
		法の特例
		の適用を
		受ける場
		合にあつ
		ては9年
		以内(据置
		期間1年
		以内を含
		む。),六
		次産業化
		法第11条
		の規定に
		よる沿岸
		漁業改善
		資金助成
		法の特例

	の適用を
	受ける場
	合にあつ
	ては9年
	以内(据置
	期間3年
	以内を含
	む。),み
	どりの食
	料システ
	ム法第25
	条の規定
	による沿
	岸漁業改
	善資金助
	成法の特
	例の適用
	を受ける
	場合にあ
	つては9
	年以内(据
	置期間1
	年以内を
	含む。)
5 農林水産大臣 農林水産大臣が 400	0万円 4年以
が定める基準に 定める種類に属す (農	林水産 内(据置期
基づき、農林水産る水産動植物の養大臣	が定め 間2年以
大臣が定める種 殖技術又は農林水る種	類に属 内を含
類に属する水産 産大臣が定める養する	水産動 む。)。た
動植物の養殖の 殖技術を導入して植物	の養殖だし、農商
技術(以下「養殖水産動植物の養殖技術」	又は農 工等連携

技術」という。)を行う場合におけ林水産大臣 促進法第 又は農林水産大 る次に掲げる費用が定める養 14条の規 (1) 養殖施設 殖技術を導 定による 臣が定める養殖 技術を導入する の設置費用 入する場合 沿岸漁業 場合において当 (2) 種苗の購 において,当改善資金 入費用又は生該養殖技術 助成法の 該養殖技術によ り水産動植物の 産費用 により水産 特例の適 (3) 餌料の購 動植物の養 用を受け 養殖を行うのに 必要な資金(以下 入費用 殖を行う者 る場合に 「新養殖技術導 (その者が あつては 入資金」という。) 団体である 5年以内 場合にあつ (据置期 てはその団 間3年以 体を構成す 内を含 る個人,そのむ。),農 者が会社で 林漁業バ ある場合に イオ燃料 あつてはそ 法第10条 の会社)1人の規定に (1社)につよる沿岸 き400万円)漁業改善 資金助成 法の特例 の適用を 受ける場 合にあつ ては5年 以内(据置 期間2年 以内を含 む。),六

次産業化
法第11条
の規定に
よる沿岸
漁業改善
資金助成
法の特例
の適用を
受ける場
合にあつ
ては5年
以内(据置
期間3年
以内を含
む。),み
どりの食
料システ
ム法第25
条の規定
による沿
岸漁業改
善資金助
成法の特
例の適用
を受ける
場合にあ
つては5
年以内(据
置期間2
年以内を
含む。)

6 農林水産大臣	 1 水産資源の管	1,200万円 10年以	
が定める基準に	理に関する取決	内(据置期	
基づき,水産資源	めに基づき,資	間3年以	
の管理に関する	源管理措置(漁	内を含	
取決めを締結し	具又は漁法の制	む。)。た	
て水産資源を合	限,操業時間又	だし,農商	
理的かつ総合的	は操業期間の制	工等連携	
に利用する漁業	限,禁漁区域の	促進法第	
生産方式の導入	設定, 体長制限	14条の規	
(当該漁業生産	等の措置をい	定による	
方式の導入と併	う。)を実施す	沿岸漁業	
せ行う水産物の	るのに必要な改	改善資金	
合理的な加工方	良漁具,漁法転	助成法の	
式の導入を含	換用漁具,漁ろ	特例の適	
む。)を行うため	う機器等の購入	用を受け	
に必要な機器等	費用又は設置費	る場合に	
の購入又は設置	用	あつては	
に必要な資金(以	2 1と併せて,	12年以内	
下「資源管理型漁	低利用・未利用	(据置期	
業推進資金」とい	資源の開発・利	間 5 年以	
う。)	用措置と漁獲物	内を含	
	の付加価値の向	む。),農	
	上措置を行う場	林漁業バ	
	合における次に	イオ燃料	
	掲げる費用	法第10条	
	(1) 低利用•未	の規定に	
	利用資源の開	よる沿岸	
	発・利用措置	漁業改善	
	を行うのに必	資金助成	
	要な漁具,漁	法の特例	
	ろう機器等の	の適用を	

1 1	1	l I	
	購入費用又は	受ける場	
	設置費用	合にあつ	
	(2) 漁獲物の	ては12年	
	付加価値の向	以内(据置	
	上措置を行う	期間3年	
	のに必要な活	以内を含	
	魚出荷のため	む。),六	
	の船上活魚装	次産業化	
	置,蓄養施設	法第11条	
	等又は加工の	の規定に	
	ための施設	よる沿岸	
	(加工機械,	漁業改善	
	選別機,洗浄	資金助成	
	機, 包装機,	法の特例	
	冷凍冷蔵庫等	の適用を	
	を含む。)の	受ける場	
	設置費用	合にあつ	
		ては12年	
		以内(据置	
		期間5年	
		以内を含	
		む。),み	
		どりの食	
		料システ	
		ム法第25	
		条の規定	
		による沿	
		岸漁業改	
		善資金助	
		成法の特	
		例の適用	

				ナ亜ルフ
				を受ける
				場合にあ
				つては12
				年以内(据
				置期間3
				年以内を
_)		含む。)
7		漁場の保全に関		
		する取組に基づ		
		き、養殖密度を適		
		正化し,投餌の内		
		容,量及び方法を		む。)。た
	殖業の生産行程	改善し、並びに薬	つては,	だし、農商
	を総合的に改善	品及び漁網防汚剤	1,200万円)	工等連携
	する漁業生産方	の使用を適正化す		促進法第
	式の導入を行う	る場合における次		14条の規
	ために必要な機	に掲げる費用		定による
	器等(資材を含	(1) 養殖漁場		沿岸漁業
	む。)の購入又は	環境の悪化防		改善資金
	設置に必要な資	止を目的とし		助成法の
	金(以下「環境対	て投餌の内		特例の適
	応型養殖業推進	容,量及び方		用を受け
	資金」という。)	法の改善を行		る場合に
		うのに必要な		あつては
		造粒機,自動		12年以内
		給餌機,飼料		(据置期
		倉庫等の購入		間5年以
		費用又は設置		内を含
		費用		む。),農
		(2) 養殖魚の		林漁業バ
		安全性の確保		イオ燃料

1 1			
	を目的として	法第10条	
	漁網防汚剤を	の規定に	
	使用しないで	よる沿岸	
	養殖を行うの	漁業改善	
	に必要な高耐	資金助成	
	波性いけす,	法の特例	
	金網いけす,	の適用を	
	自動網いけす	受ける場	
	洗浄機,付着	合にあつ	
	物駆除用生物	ては12年	
	培養器,酸素	以内(据置	
	供給装置,水	期間3年	
	流発生装置,	以内を含	
	ばつ気装置等	む。),六	
	の設置費用	次産業化	
	(3) (1)又は	法第11条	
	(2)に関連し	の規定に	
	て必要な餌料	よる沿岸	
	成分分析機,	漁業改善	
	水質・底質測	資金助成	
	定機,残留検	法の特例	
	査・肉質検査	の適用を	
	機器,蓄養施	受ける場	
	設, 医薬品,	合にあつ	
	飼料,水産廃	ては12年	
	棄物高度処理	以内(据置	
	機,ワクチン	期間5年	
	注射装置, 固	以内を含	
	形物回収装	む。),み	
	置、水質ロガ	どりの食	
	一,漁場管理	料システ	

	 ソフト等の購		人)生쪽05
			ム法第25 冬の坦宗
	入費用又は設		条の規定 による沿
	置費用		
			岸漁業改
			善資金助
			成法の特
			例の適用
			を受ける
			場合にあ
			つては12
			年以内(据
			置期間3
			年以内を
			含む。)
8 漁船に設置さ	1 転落防止用手	150万円	5年以
れる転落防止用	すりの設置費用	(転落防止	内(据置期
手すりその他の	2 安全カバー装	用手すり又	間1年以
漁船の乗組員の	置の設置費用	は安全カバ	内を含
生命又は身体の	3 揚網機安全装	一装置を設	む。)
安全を確保する	置の設置費用	置する場合	
ための機器等の		にあつては	
設置に必要な資		50万円,揚網	
金(以下「乗組員		機安全装置	
安全機器等設置		を設置する	
資金」という。)		場合にあつ	
		ては40万円)	
9 漁船に備え付	1 救命胴衣の購	130万円	貸付対
けられる救命胴	入費用	(救命胴衣	象資金の
衣その他の救命	2 消火器の購入	又は消火器	内容の欄
設備又は消火器	費用	を購入する	第1号及
その他の消防設	3 イーパブの購	場合にあつ	び第2号

ſ		I		
備の購入に必要	入費用	ては1台に	に掲げる	
な資金(以下「救	4 レーダートラ	つき10万円,	費用につ	
命消防設備購入	ンスポンダの購	イーパブを	いては2	
資金」という。)	入費用	購入する場	年以内,同	
	5 小型漁船緊急	合にあつて	欄第3号	
	連絡装置の購入	は1台につ	から第5	
	費用	き60万円, レ	号までに	
		ーダートラ	掲げる費	
		ンスポンダ	用につい	
		を購入する	ては5年	
		場合にあつ	以内	
		ては1台に		
		つき65万円,		
		小型漁船緊		
		急連絡装置		
		を購入する		
		場合にあつ		
		ては1件に		
		つき130万		
		円)		
10 漁獲物の横移	1 漁獲物の横移	150万円	5年以	
動防止装置その	動防止装置の設	(漁獲物の	内(据置期	
他の漁船の転覆	置費用	横移動防止	間1年以	
又は沈没を防止	2 甲板下の魚そ	装置を設置	内を含	
するための機器	うの設置費用	する場合に	む。)	
等の設置に必要		あつては30		
な資金(以下「漁		万円,甲板上		
船転覆防止機器		の魚そうを		
等設置資金」とい		廃し, これに		
う。)		代えて甲板		
		下に魚そう		

ĺ			
		を設置する	
		場合にあつ	
		ては100万	
		円)	
11 レーダー反射	1 レーダー反射	120万円	5年以
器その他の漁船	器の購入又は設	(レーダー	内
の衝突を防止す	置費用	反射器又は	
るための機器等	2 無線電話の設	無線電話を	
の購入又は設置	置費用	購入し, 又は	
に必要な資金(以		設置する場	
下「漁船衝突防止		合において,	
機器等購入等資		それぞれに	
金」という。)		つき40万円)	
12 漁具の標識そ	漁具の標識(灯	個人にあ	5年以
の他の敷設され	火付きブイ及びレ	つては1人	内
た漁具の船舶に	ーダー反射器付き	につき70万	
よる損壊を防止	ブイに限る。)の	円, 団体又は	
するための機器	購入費用	会社にあつ	
等の購入に必要		ては1団体	
な資金(以下「漁		又は1社に	
具損壊防止機器		つき130万円	
等購入資金」とい			
う。)			
13 1から12まで	1 定置網用無線	350万円	5年以
に掲げるものの	遠隔式魚群探知		内(据置期
ほか、県が、県の	機の設置費用		間1年以
沿岸漁業の特殊			内を含
性からみて県の			む。)
沿岸漁業の経営	2 電気パルス発	120万円	5年以
又は操業状態の	生装置の設置費		内(据置期
改善を促進する	用		間1年以

ı	ĺ			I	
		ために普及を図			内を含
		る必要があると			む。)
		認められる近代			
		的な漁業技術の			
		導入に必要なも			
		のとして農林水			
		産大臣と協議し			
		て指定する資金			
		(以下「特認資			
		金」という。)			
生	1	し尿浄化装置,	1 し尿浄化装置	30万円	3年以
活		改良便槽, 自家用	又は改良便槽の		内
改		給排水施設(動力	設置に必要な資		
善		ポンプを除く。)	材の購入費用		
資		又は太陽熱利用	2 自家用給排水	10万円	2年以
金		温水装置の設置	施設(動力ポン		内
		に必要な資材の	プを除く。)の		
		購入に必要な資	設置に必要な資		
		金(以下「生活合	材の購入費用		
		理化設備資金」と	3 太陽熱利用温	10万円	2年以
		いう。)	水装置の設置に		内
			必要な資材の購		
			入費用		
	2	家族関係の近	1 居室(居間,	150万円	7年以
		代化又は家事労	寝室,子供室,		内
		働の合理化を図	老人室等をい		
		るために行う居	う。)の改造費		
		室の独立,台所の	用		
		改善その他住居	2 炊事施設(炊		
		の利用方式の改	事場, 食事室等		
		善に必要な資金	をいう。)の改		

(以下「住居利用	告 告 告 告 告 日			
	3 衛生施設(浴			
いう。)	室,便所,洗面			
	所等をいう。)			
	の改造費用			
	4 家事室等(家			
	事室, 更衣室,			
	土間等をいう。)			
	の改造費用			
3 婦人又は高齢	1 機器等(漁船	沿岸漁業	3年以	
 者であつて,沿岸	用機器,漁具,の)従事者の	内	
漁業の従事者又	養殖施設,加工組	1織する団		
はその家族であ	用機器等をい 体	1につき		
るものの活動の	う。)の設置費80)万円		
場の確保を通じ	用			
て家族関係の円	2 機器等を使用			
滑化を図るため	して行う生産活			
これらの者が共	動に要する費用			
同して行う水産	(種苗費, 餌料			
動植物の採捕,養	費,加工用原材			
殖,加工その他の	料費,資材費用			
生産活動に必要	等をいう。)			
な機器等の設置				
又は当該機器等				
を使用して行う				
当該生産活動に				
必要な資金 (以下				
「婦人・高齢者活				
動資金」という。)				
青 1 青年漁業者,漁	研修を受けるの	国内研修	5年以	
F 業労働に従事す	に必要な費用(旅を	受ける場	内(据置期	

1	•	Ī	Ī	Ī	
漁	る者その他の漁	費,教材費,授業	合にあつて	間1年以	
業	業を担うべき者	料,視察費等をい	は1人につ	内を含	
者	が近代的な沿岸	う。)	き180万円。	む。)	
等	漁業の経営方法		ただし,月額		
養	又は技術を実地		15万円を限		
成	に習得するため		度とし, 貸付		
確	の研修で,農林水		研修期間は,		
保	産大臣が定める		12月を最大		
資	基準に適合する		とする。		
金	ものを受けるの		国外研修		
	に必要な資金(以		を受ける場		
	下「研修教育資		合にあつて		
	金」という。)		は1人につ		
			き100万円		
	2 青年漁業者が	経営方法又は技	青年漁業	5年以	
	行う近代的な沿	術の習得に必要な	者1人又は	内	
	岸漁業の経営方	費用(パソコン及	青年漁業者		
	法又は技術の習	び関連機器,ソフ	が組織する		
	得で,農林水産大	トウエア、ファク	団体1につ		
	臣が定める基準	シミリ並びに制御	き150万円		
	に適合するもの	装置(制御用コン			
	に必要な資金(以	ピューター,各種			
	下「高度経営技術	センサー類をい			
	習得資金」とい	う。)及び関連機			
	う。)	器(制御装置と直			
		接連動する部分に			
		限る。)の購入費			
		用をいう。)			
	3 農林水産大臣	沿岸漁業の経営	青年漁業	10年以	貸付対象事業等により
	が定める基準に	を開始するのに必	者1人又は	内(据置期	設置し, 又は購入する機器
	基づき青年漁業	要な費用(漁船の	青年漁業者	間3年以	等で船舶安全法の規定の

者又はその組織 建造,取得又は改が組織する 内を含 適用を受けるもの又はこ する団体が近代 造に必要な費用、団体1につ む。)。たれの設置に係る漁船につ 機器又は施設の設き2,000万円だし、農林いては、その種類に応じ次 的な沿岸漁業の 置費用,漁具・種(ただし,沿漁業バイの条件を付する。 経営を自ら行う (1) 機器等が船舶安全法 場合に当該経営 苗・餌料等の購入岸漁業改善 オ燃料法 を開始するのに 費用等をいう。た資金助成法 第10条の 第6条第3項の検査を 必要な資金(以下だし、農林水産大の施行につ 規定によ 受け,これに合格するこ 「漁業経営開始 臣が定める費用はいて(昭和54る沿岸漁 と又は船舶安全法施行 資金」という。)除く。) 年4月27日 業改善資 規則第65条の6第2項 付け54水研 金助成法 の準備検査を受け,基準 第613号農林の特例の に適合していることの 水産事務次 適用を受 確認を受けること。 官依命通知) ける場合 (2) 船舶安全法第5条第 記第3の3 にあつて 1項の定期検査,中間検 の(1)の水産は,12年以 査又は臨時検査を受け, |庁長官が定 |内(据置期| これに合格すること。 めるものに 間3年以 (3) 機器等が船舶安全法 内を含 第6条の5第1項の型 あつては 5,000万円, む。) 式承認を受け, 同項の検 定に合格したものであ 一の区分さ ること。 れた沿岸漁 業部門の経 営(以下「部 門経営」とい う。)を開始 する場合に あつては800 万円)

(昭55規則82・昭56規則62・昭58規則71・昭59規則88・昭60規則40・昭60規則53・昭61規則86・昭62規則69・昭63規則61・平元規則60・平2規則39・平3規則39・平4規則55・平5規則2・平5規則67・平7規則3・平7規則66・平8規則69・平10

規則74・平12規則109・平12規則148・平14規則40・平18規則32・平19規則50・平21 規則52・平23規則56・平25規則21・平28規則37・平29規則41・平30規則27・令元規 則4・令2規則48・令4規則5・令4規則35・令5規則36・令6規則3・令6規則 42・一部改正)

(貸付対象資金の合計額の限度)

第3条 1沿岸漁業従事者等,1認定中小企業者及び1促進事業者が貸付けを受けることができる沿岸漁業改善資金の合計額の限度は,5,000万円とする。ただし,特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

(平5規則67・平14規則40・平21規則52・平23規則56・一部改正)

(貸付対象者)

- 第4条 沿岸漁業改善資金の貸付けの対象となるものは、次に掲げるもののうち、別に定める沿岸漁業改善資金貸付基準に掲げる沿岸漁業改善資金の種類ごとの貸付けの相手方に該当するもので、貸付対象事業等を適正に実行することが見込まれるものとする。
 - (1) 沿岸漁業の従事者たる個人
 - (2) 沿岸漁業の従事者たる個人の組織する団体。ただし、法人格を有しない団体にあつては、次の要件のすべてに適合するものに限る。
 - ア 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善に資する行為を共同して,又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて,実体的活動を現に行つているもの(婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあつては,実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。)であること。
 - イ 団体の規模及び内容が、県の水産業改良に関する普及及び指導の対象として適当で あると認められるものであること。
 - ウ 目的, 名称, 事務所, 資産, 代表者及び総会に関する規程を有すること。
 - (3) 沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業者の数が、20人以下のものに限る。)
 - (4) 認定中小企業者
 - (5) 促進事業者

(昭55規則82・平5規則2・平14規則40・平18規則32・平21規則52・平23規則56・ 一部改正)

(貸付資格の認定)

第5条 法第7条第1項の認定(以下「貸付資格の認定」という。)を受けようとするもの (以下「認定申請者」という。)は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書(別記第1号 様式。以下「貸付資格認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて,認定申請者(認定申請者が認定中小企業者の場合は,農商工等連携促進法第5条第1項に規定する認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等。以下同じ。)の住所地を管轄する地域振興局又は支庁の長を経由して,知事に提出するものとする。

- (1) 経営等改善措置に関する計画(別記第2号様式),生活改善措置に関する計画(別記第3号様式)又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画(別記第4号様式)
- (2) 認定申請者の住所地を管轄する市町村の長の漁業振興上の意見書
- (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 農商工等連携促進法第14条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては、前項の書類のほか、農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画を記載した書面の写しを、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては、前項の書類のほか、農林漁業バイオ燃料法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を記載した書面の写しを、六次産業化法第11条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては、前項の書類のほか、六次産業化法第6条第3項の認定総合化事業計画を記載した書面の写しを、みどりの食料システム法第25条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては、前項の書類のほか、みどりの食料システム法第20条第3項の認定環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第22条第3項の認定特定環境負荷低減事業活動実施計画を記載した書面の写しを提出するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により貸付資格の認定の申請があつたときは、その内容を審査し、 認定申請者が沿岸漁業改善資金の貸付けを受けることが適当であると認めたときは、貸付 資格の認定をするものとする。
- 4 知事は、前項の貸付資格の認定をしたときは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定書(別記第5号様式。以下「認定書」という。)を認定申請者に交付するものとし、貸付資格の認定をしないことを決定したときは、その旨を認定申請者に通知するものとする。

(平5規則67・平9規則20・平14規則40・平19規則43・平21規則52・平23規則56・平25規則21・令4規則35・令5規則40・令6規則3・一部改正)

(県による貸付け)

第6条 県から直接沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの(以下「貸付申請者」という。)は、貸付資格認定申請書(認定を受けている場合にあつては、認定書の写し) に併せて、沿岸漁業改善資金貸付申請書(別記第6号様式)を知事に提出しなければなら ない。

- 2 知事は,前項の規定により貸付けの申請があつたときは,その内容を審査し,前条第3項の貸付資格の認定を受けたものに対し沿岸漁業改善資金の貸付けを行うことが適当であると認めたときは、沿岸漁業改善資金の貸付けの決定をするものとする。
- 3 知事は、前項の貸付けの決定をしたときは、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(別記第7号様式)を貸付申請者に交付するとともに、その旨を沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書(別記第8号様式)により、関係の地域振興局又は支庁の長並びに漁業協同組合(以下「漁協」という。)、市町村及び九州信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)に通知するものとし、貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を貸付申請者、関係の地域振興局又は支庁の長並びに漁協、市町村及び信漁連に通知するものとする。
- 4 前項の規定による貸付けの決定の通知を受けたものは、速やかに、沿岸漁業改善資金借 用証書(別記第9号様式)に、本人及び連帯保証人の印鑑証明を添えて信漁連を経由して 知事に提出しなければならない。
- 5 前項の規定により提出された沿岸漁業改善資金借用証書は, 鹿児島県契約規則(昭和50 年鹿児島県規則第23号)第28条第1項の規定により作成された契約書とみなす。
- 6 知事は,第4項に規定する書類の提出があつたときは,その内容を審査し,記載事項に 誤りがないと認めたときは、沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。

(令4規則35・追加, 令5規則40・旧第5条の2繰下・一部改正) (保証人又は担保)

- 第7条 貸付申請者は、2人以上の連帯保証人を立てなければならない。
- 2 貸付申請者が、沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち、申請に係る沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた場合における受益者(その者が特定されない場合にあつては、団体の役員又はこれに類する者)が当該団体の連帯保証人となるものとする。
- 3 貸付申請者が連帯保証人を立てることができないと知事が認めるときは,当該貸付申請 者は,連帯保証人を立てるのに代えて担保を提供することができる。
- 4 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、県から直接沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたものに対し、保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。
- 5 前2項の規定により担保を提供し、追加し、又は変更するときは、沿岸漁業改善資金により導入した機械又は施設を優先して担保に供するものとする。

(平 5 規則67・平21規則52・平23規則56・一部改正, 令 5 規則40・旧第 6 条繰下・ 一部改正)

(融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け)

- 第8条 融資機関から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの(以下「借入申込者」という。)は、貸付資格認定申請書の写し(認定を受けている場合にあつては、認定書の写し)に併せて、沿岸漁業改善資金借入申込書(別記第10号様式)を融資機関に提出するとともに、貸付資格認定申請書(認定を受けている場合にあつては、認定書の写し)に沿岸漁業改善資金借入申込書の写しを添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は,前項の規定により貸付資格認定申請書の提出があつた場合において,貸付資格 を認定したときは,沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書(別記第11号様式)を借入申込 者が沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関に交付するものとし,貸付資格 の認定をしないことを決定したときは,その旨を当該融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、沿岸漁業改善資金の貸付けの業務に必要な資金(以下「県貸付金」という。) の貸付けを受けようとするときは、沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書(別記第12号様 式)を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により貸付けの申請があつたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めたときは、貸付けの決定を行い、沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書(別記第13号様式)を融資機関に交付するものとし、貸付けを行わないことを決定したときは、その旨を融資機関に通知するものとする。
- 5 融資機関は,前項の規定による貸付けの決定の通知を受けたときは,速やかに沿岸漁業 改善資金貸付決定通知書(別記第14号様式)を借入申込者に交付するものとし,貸付けを 行わない旨の通知を受けたときは,速やかにその旨を借入申込者に通知しなければならな い。
- 6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、沿岸漁業改善資金県貸付金支払 請求書(別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。
- 7 県貸付金の交付は、前項に規定する支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書(別記第16号様式)を知事に提出しなければならない。
- 8 県貸付金の償還期間及び据置期間は、当該県貸付金を原資として融資機関が借入申込者 に対して貸し付ける沿岸漁業改善資金が該当する第2条の表の沿岸漁業改善資金の種類 の欄の区分及び貸付対象資金の内容の欄の区分に応じ、同表の償還期間及び据置期間の欄

に掲げる期間にそれぞれ1年を加えた期間とする。ただし、同欄に据置期間が掲げられていない場合にあつては、県貸付金の償還期間は同欄に掲げる償還期間に1年を加えた期間とし、据置期間は1年とする。

- 9 融資機関は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受ける者との貸付契約を、沿岸漁業改善資金 借用証書(別記第17号様式)により行うものとする。この場合において、融資機関は、当 該沿岸漁業改善資金の貸付けを受ける者に対し、当該沿岸漁業改善資金借用証書の特約条 項を遵守させるものとする。
- 10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該沿岸漁業改善資金の貸付けを行うことを条件として当該沿岸漁業改善資金の貸付けを受ける者に対して既存債権の償還条件等の変更をしてはならない。
- 11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
 - (1) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合
- 12 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付金債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく報告をしなければならない。

(令 5 規則40・全改)

(貸付対象事業等の完了の期間及び実施の報告)

- 第9条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたもの(以下「借受者」という。)は、貸付対象事業等を、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた日から起算して3月(漁業経営開始資金に係るものにあつては、6月)以内に完了しなければならない。ただし、貸付けの決定を行った機関(知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。)が、当該期間内に貸付対象事業等を完了することが著しく困難であると認めたものについては、この限りでない。
- 2 借受者は、貸付対象事業等が完了したときは、その旨を、その日から20日以内に沿岸漁業改善資金事業実施報告書(別記第18号様式)により貸付決定機関に報告しなければならない。この場合において、借受者が貸付けを受けた沿岸漁業改善資金が第2条の表に掲げるその他の貸付条件を付されているものであるときは、当該その他の貸付条件を成就した

ことを証する書類を添えるものとする。

- 3 前項の規定により知事に報告する場合は、地域振興局又は支庁の長を経由してするものとする。
- 4 地域振興局又は支庁の長は,前項の規定により第2項に規定する書類を受理したときは, 貸付対象事業等の実施状況を確認の上,当該書類を知事に進達するものとする。
- 5 融資機関は,第2項の規定による報告があつたときは,その内容を審査し,速やかに沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書(別記第19号様式)を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、第2項又は前項に規定する書類により事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと認める場合は、借受者及び融資機関に対し、必要な指示をすることができる。この場合において、借受者及び融資機関は、その指示に従わなければならない。

(平5規則67・平9規則20・平14規則40・平19規則43・令4規則35・一部改正,令 5規則40・旧第10条繰上・一部改正)

(貸付資格認定の取消し)

第10条 知事は、貸付けの決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなつた場合は、 当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消 通知書(別記第20号様式)により借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付 けを受けている場合は、その旨を当該融資機関に通知するものとする。

(令4規則35・追加, 令5規則40・旧第10条の2繰上・一部改正)

(期限前償還)

- 第11条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を、期限を示して請求することができるものとする。
 - (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 償還金の支払を怠つたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。
- 2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、融資機関に対し、いつで も県貸付金の全部又は一部の償還を、期限を示して請求することができるものとする。
 - (1) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 知事が融資機関に対する貸付金債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠つたとき。

- (3) 県貸付金の償還金の支払を怠つたとき(借受者による沿岸漁業改善資金の償還を法 第12条第2項において準用する法第10条の規定により猶予したことにより,融資機関が, 県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。 (令5規則40・追加)

(支払の猶予)

- 第12条 法第10条(法第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとするもの(以下「猶予申請者」という。)は、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書(別記第21号様式)に、法第10条の理由があることを証明する書類を添え、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の30日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により支払の猶予の申請があつたときは、その内容を審査し、支払 の猶予を行うことが適当であると認めたときは、支払の猶予の決定をするものとする。
- 3 知事は,前項の支払の猶予の決定をしたときは,沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書(別記第22号様式)を猶予申請者に交付するとともに,その旨を沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定連絡書(別記第23号様式)により関係の地域振興局又は支庁の長並びに漁協及び信漁連に通知するものとし,支払の猶予を認めないことを決定したときは,その旨を猶予申請者,関係の地域振興局又は支庁の長並びに漁協及び信漁連に通知するものとする。
- 4 融資機関は、第1項の規定により支払の猶予の申請があつたときは、その内容を審査し、 速やかに、沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書(別記第24号様式)を知事に 提出しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により支払の猶予の申請があつたときは、その内容を審査し、支払 の猶予を行うことが適当であると認めたときは、支払の猶予の決定を行い、沿岸漁業改善 資金県貸付金償還金支払猶予決定通知書(別記第25号様式)を融資機関に交付するものと し、支払の猶予を認めないことを決定したときは、その旨を融資機関に通知するものとす る。
- 6 融資機関は,前項の規定による支払の猶予に係る決定の通知を受けたときは,支払の猶 予の決定を行つた旨又は支払の猶予を認めないことを決定した旨を猶予申請者に通知し なければならない。
- 7 貸付決定機関は、支払期日後に償還金の支払の猶予を認めないことを決定したときにお

いても, 法第11条(法第12条第2項において準用する場合を含む。) に規定する違約金を 徴収するものとする。

(令4規則35・一部改正,令5規則40・旧第11条繰下・一部改正)

(雑則)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この規則は、昭和54年12月21日から施行する。
- 2 (省略)

附 則 (昭和55年11月17日規則第82号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年7月22日規則第62号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年7月27日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年11月7日規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年6月3日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年10月11日規則第53号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年10月24日規則第86号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年10月30日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年11月2日規則第61号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成元年11月20日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年8月29日規則第39号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成3年7月31日規則第39号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則 (平成4年10月14日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年2月3日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年12月8日規則第67号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「旧規則」という。)の規定により貸し付けられた貸付金については、なお従前の例による。
- 3 旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成7年2月15日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年9月22日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年10月25日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月28日規則第20号)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県林業改善資金貸付規則及び鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則に規 定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することがで きる。

附 則(平成10年10月30日規則第74号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第109号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請 に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金について は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成12年7月4日規則第148号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請 に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金について は、なお従前の例による。

附 則 (平成14年6月14日規則第40号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請 に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金について は、なお従前の例による。

附 則 (平成15年2月25日規則第7号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第32号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請 に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金について は、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月30日規則第43号) 抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月8日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年10月30日規則第52号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請 に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金について は、なお従前の例による。

附 則(平成23年11月8日規則第56号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「新規則」という。) 第1条, 第2条(表経営等改善資金の部7の項, 同表生活改善資金の部3の項及び同表青年漁業者等養

成確保資金の部3の項の改正規定を除く。)及び第3条から第6条までの規定は、平成23年9月27日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

3 平成23年9月27日から施行の日の前日までの間において改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「旧規則」という。)第5条の規定により提出された沿岸漁業改善資金貸付申請書及び事業計画書は,新規則第5条の規定により提出された沿岸漁業改善資金貸付申請書及び事業計画書とみなす。

附 則(平成25年3月29日規則第21号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則 (平成28年9月9日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年6月30日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年6月5日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月21日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年7月3日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日規則第23号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日規則第28号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、 当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和4年2月25日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年8月19日規則第35号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請 に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金について は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則に規定する様式 により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和5年5月12日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年7月7日規則第40号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和6年1月19日規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請 に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金について は、なお従前の例による。

附 則(令和6年6月7日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(第5条関係)

\ v /	受付地域振興局,	受 付	受付	
*	支庁名	年月日	番号	

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

郵便番号 申請者 住 所 氏 名 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 (電話番号)

沿岸漁業改善資金(て申請します。 資金)の貸付資格の認定を受けたいので、関係書類を添え

第2号様式(第5条関係)

その1(経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金,資源管理型漁業推進資金及び環境対応 型養殖業推進資金以外の資金の場合)

経営等改善措置に関する計画

1 総括表

申	12.0000		購入	設置する機	器等					200011		
	請	者	種類及び 名 称	台(セット)数	単	価	事	業	費	申	請	額
						円		8	千円		-	千円
			,									

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は,「申請者」欄に連携先の沿岸漁業 従事者等の氏名を()書きで記載すること。

2 設置計画

(1) 資金の種類,機器等の概要

資金の種類及び 機器の種類・名称	メーカー名称 及び型式名称	施工者名称	機器等の 内 容	員数	購予	入 J	ては	設時	置	の期

(2) 機器等を装備する漁船

登 録 番 号	船名	総トン数	
所有者氏名	26-1-75 B E	-	
使用者氏名	進水年月日		
漁 業 種 類			

- 注1 「資金の種類及び機器等の種類・名称」欄は、操船作業省力化機器等設置資金等の資金の種類及び遠隔操縦装置、レーダー等の機器等の種類及び名称を記載すること。
 - 2 「メーカー名称及び型式名称」欄は、機器等の種類及び名称ごとに、メーカー名、型 式番号、品名等を記載すること。
 - 3 「施工者名称」欄は、機器等の取付け、装備等を行う施工者の名称を記載すること。
 - 4 「機器等の内容」欄は、機器等の性能及び出力、制御する施設の出力、工事の内容、 範囲等を記載すること。
 - 5 機器等について、基準の示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱書若しくは設計図又はこれらのコピーを添付すること。

9	容全	121	- mlsi

事	-10%:	ж.	資	金	調	達	方	法		
p-	業	費	沿岸漁業改善資金	自	己	資	金	そ	の	他
		千円	千 円				千円			千円

4 地域振興局又は支庁の長	ľ	地域振興局又	は支庁の長の意見	
---------------	---	--------	----------	--

地域振興局長
支 庁 長

その2(新養殖技術導入資金の場合)

経営等改善措置に関する計画

1 総括表

申	請者					3	事 業	費	(A)+	B)+	-C)-	+ D =	F円
	直水産動植物 重類						申 誰	都	1			2	戶円
	養殖施設の 内 容	施設		数量	単 価円	金	額 千円		入又に				-100
内	F1 44	種苗の	大きさ	数量	単 価	金	額		入時期	-	年 構	л 入	日 先
	種苗の購入		ст		円		手円 B	年	月日				
		費	費	費	費		費合	計	生産数	量	生	產時	期
	種苗の生産	千円	千円	千円	千円	千	-円	f-H ©			~	年年	月月
		餌料の	種類	数 量	単 価	金	1	領財	青 入 時	期	購	入	先
訳	餌料の購入			kg	円		Ŧ1 (n D	年 月	H			
	その他												
養死	直技術の内容												
		現在											
経	営の概況	今後											

- 注1 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、「申請者」欄に連携先の沿岸漁業 従事者等の氏名を()書きで記載すること。
 - 2 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り 組む内容を記載すること。
 - 3 「養殖技術の内容」欄は、新品種養殖技術、沈下式(又は浮沈式)養殖技術、淡水魚の 海水馴化養殖技術、移動式小割り式養殖技術又はその他の養殖技術のいずれかを記載す ること。
 - 4 「経営の概況」欄は,基幹的な漁業種類,使用漁船の総トン数別の隻数,養殖水産動植物の種類,養殖方法別の施設数,経営面積,養殖尾数,養殖期間,年間生産量,生産金額,漁業所得等を記載すること。

9	容全	#1-m	

7	an.	ins	дь,	資	金	調	達	方	法		
Л	议	直	其	沿岸漁業改善資	金自	己	資	金	そ	の	他
			千円	千	円		3	千円			千円
	入	入 設	V 100 0000	入設置費	入 設 置 費 沿岸漁業改善資	入 設 置 費 沿岸漁業改善資金 自	入 設 置 費 沿岸漁業改善資金 自 己	入 設 置 費 沿岸漁業改善資金 自 己 資	入 設 置 費 沿岸漁業改善資金 自 己 資 金	入 設 置 費 沿岸漁業改善資金 自 己 資 金 そ	入 設 置 費 沿岸漁業改善資金 自 己 資 金 そ の

3 地域振興局又同	は支庁の長の意見	71	11	
		4-1-10	₩ ₩ □ ₩	
		地域	振興局長 庁 長	
		×	/1 12	

その3(資源管理型漁業推進資金の場合)

経営等改善措置に関する計画

1 総括表

rib i	- Parks	-b/.	購入設置	サイナ	る機	pik i ∋n, est ab.	rtn .	245	#5		
申	申 請	者	種類及び名称	台	数	単	価	購入設置費	TP.	請	額
							円	千円			千円

- 注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は,「申請者」欄に連携先の沿岸漁業 従事者等の氏名を()書きで記載すること。
- 2 実施計画
 - (1) 資源管理措置
 - ア 資源管理の内容

資	源	管	理	対	象	漁	場	
管	理	対	象	水	産	資	源	
管	理	対	象	漁	業	種	類	
資	源	管	理	の	実	施	者	
水	産資	答 游	(0)	管:	理の	方方	法	
取	決	め	0)	有	効	期	間	
取	決め	に遺	反し	た	場合	の指	措置	
そ			0	D			他	

- 注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り 組む内容を記載すること。
 - イ 機器等の概要
- (ア) 資源管理措置に必要な機器等

	種 類			購入又は設置予	左のうち購入又は設置予定のもの							
種		名	称	定,保有済み,共 同利用の別	メーカー名称 及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置 予 定 時 期					

(イ) 機器等を装備する漁船

登 録 番 号	船名	総トン数	
所有者氏名	准表在日日	**	
使用者氏名	進水年月日		

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用	・未利用魚種	漁獲時期	月~	月
開発·	・利用の方法			

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は,連携先の沿岸漁業従事者等の取り 組む内容を記載すること。

イ 機器等の概要

(ア) 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

· ·		購入又は設置予定,	左のうち購入又は設置予定のもの								
種類	名称		メーカー名称 及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置 予 定 時 期						

(イ) 機器等を装備する漁船

登 録 番 号	船名	総トン数	
所有者氏名	光 本在日日	±1.	
使用者氏名	進水年月日		

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(ア) 活魚出荷の内容

対	象	魚	種	活魚出荷量	年間	t
活系	魚出る	帯の 🤇	方法			

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等、認定 中小企業者及び促進事業者のそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ) 機器等の概要

a 活魚出荷に必要な機器等

			購入又は設置予定,	左のうち購入又は設置予定のもの								
種 類	名利	亦	保有済み、共同利用の別	メーカー名称 及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置 予 定 時 期						

b 機器等を装備する漁船

登 録 番 号	船名	総トン数	
所有者氏名	¥6.4.45 □ □	3Nr - 3Nr	
使用者氏名	進水年月日		

イ 加工を行う場合

(ア) 加工の内容

対	象 魚		種	加工量(原料魚)	年間	t
加	エの:	方	法			

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等、認定 中小企業者及び促進事業者のそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ) 加工に必要な機器等

		3.		購入又は	左のうち購入又は設置予定のもの													
種	類	名	称	設置予定, 保有済み, 共同利用の	メ名施	称工者		しび称	機内	器	等	の容	購予		又定	は時		置期
				別	施	工才	千名	称	内			容	予		疋	眄	ř.	

3 資金計画

購入		தாட	191	dls.	資	金		調	達	方	法		
(h)	Х	設	置	費	沿岸漁業改善資金		自	己	資	金	そ	の	他
			-	F円	千円					千円			千円

4 地域振興局又は支庁の長の意見

地域振興局長	
支 庁 長	

添付書類

資源管理に関する取決めの写し

その4(環境対応型養殖業推進資金の場合)

経営等改善措置に関する計画

1 総括表

222	44		購入設置	する機器等	Ϋ́ F		10 22 122
申	申請	者	種類及び名称	台 数	単 価	購入設置費	申 請 額
					円	千円	千円

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は,「申請者」欄に連携先の沿岸漁業 従事者等の氏名を()書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 漁場環境適正化管理の内容

環境適正化管理対象漁場	
管理対象養殖魚種	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
管理協定の有効期間	
管理協定に違反した場合の措置	
そ の 他	

- 注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り 組む内容を記載すること。
 - (2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

ア 投餌の内容,量及び方法の改善の内容

現在の投餌の状況	
改善後の投餌の状況	

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り 組む内容を記載すること。

イ 投餌の内容,量及び方法の改善に必要な機器等

				購入又は			1	Eの	うち	購入	又は	は設置	子》	官のもの)	
種	類	名	称	設置予定, 保有済み, 共同利用の	メ名		力及	— 7.К	機	器	等	の	購	入又	は設	置
				別	5745270	工. 有			内			容	予	定	時	期

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り 組む内容を記載すること。

イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

				購入又は 設置予定,			t	三の	うち	購入	又は	:設置	子定	どの	ŧо)	
種	類	名	称	保有済み, 共同利用の 別	100	ー 称 L 者	及		機内	器	等	の 容	購予		足定	は民	置期

注 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り 組む内容を記載すること。

(4)	(2) 及び(3)	に関連し	て必要な機器等
-----	-----------	------	---------

種	類	名	称	購入又は 設置予定, 保有済み,	メーカ	200000		 193492-0	設置の		とのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	りは設	置
195	ж.		74	共同利用の 別	200	CK	内		容	予			期

3 資金計画

購	1	≘/L	置	費	資	金	調	達	方	法		
界件	入	設	阻	Ħ	沿岸漁業改善資金	自	己	資	金	そ	Ø	他
				千円	千円				千円			千円

4	地域振興局	又は支	庁の長の	意見
---	-------	-----	------	----

地域振興局長 支 庁 長

添付書類

認定漁場改善計画又は漁場環境適正化管理協定の写し

第3号様式(第5条関係)

その1(生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金の場合)

生活改善措置に関する計画

1 総括表

申	請	者			世帯主との続柄	
家	族	員	構成 (うち沿岸漁業の従事者	人)	1	
経官	営の	概況				

- 注1 「家族員」欄の構成は、「父、母、本人、本人の妻又は夫、子何人、弟何人」というように記載すること。
 - 2 「経営の概況」欄は、基幹的な漁業の種類、漁船漁業にあつては使用漁船の総トン数別の隻数、定置網の統数、養殖業にあつては養殖種類ごとの養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、年間生産量、生産金額、当該世帯の漁業所得及びその総所得に対する割合等を簡潔に記載すること。

2 事業計画

事	業	0)	種	類	及	び	種	目	改	善	を	必	要	٤	す	る	理	由
生活	合理	化設值	前資金	住	居利月	月方式	改善	至金	施」	[予定	<u>:</u>							
				0 000000					00250		着口	C			年	月		H
											完成	兌			年	月		日
I	事内		**						資本	材購	人主	B					Ē	千円.
	(1) (2)		積造						T.	事	3	學						千円
	(3)	仕上	げ						合		i	+					-	千円

- 注1 「事業の種類及び種目」欄は,鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則で定めるもののうち,本資金の貸付けを受けようとするもの(例えば,し尿浄化装置)を記載すること。
 - 2 「住居利用方式改善資金」欄は,改善箇所の名称(例えば,居室,炊事施設)を具体的 に記載し,改善箇所が2以上ある場合,その主要なものに◎印をつけること。
 - 3 「工事内容」欄は、面積、構造、仕上げの種類、数量等を記載すること。

3 資金計画

	資金	調達	方 法	
総事業費	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	備 考
千円	千円	千円	千円	
計	千円	千円	千円	

- 4 地域振興局又は支庁の長の意見
- (1) 施設の改善設計の適否
- (2) 改善による経済的効果
- (3) 改善による波及効果

地域振興局長 支 庁 長

添付書類

設計図(改善前と改善後のもの)

その2(婦人・高齢者活動資金の場合)

生活改善措置に関する計画 1 総括表

申	請	主	体	の	名	称	代	表	者	の	氏	名	参	力	1	人	員
W			17070		555	957	10.00	100	50			(3,5	総	計	男	П	女
														人		٨	人
申	請	主	体	Ø	概	況							0				

- 注 構成員の年齢構成については、「申請主体の概況」欄に記載すること。
- 2 事業計画

貸付対象活動の態様	事業実	き 施 に	二 必 要	な	経 費
買り対象情勤の態像 及 び 内 容		員	数単	価金	額
活動の態様				円	千円
活動の内容及び方法					
	計				

- 注 「活動の態様」欄は、「まだい養殖」、「うに加工」というように記載すること。
- 3 資金計画

			資		金		il	Ħ		達).	j	法							
unte d'en liètes é	費	沿改	沿改	沿改	沿改	沿改	沿改	費沿改	岸善	漁資	業金	白	己	資	金	そ	Ø	他	備	考
	Ŧ	-円			Ŧ	-円			=	一円		\$	千円							

4	地域振興局	又は支	庁の長	E0)	意見
---	-------	-----	-----	-----	----

地域振興局長 支 庁 長

第4号様式(第5条関係)

その1(研修教育資金の場合)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画

1 総括表

申	請	者				F修を受ける t使用者の別			
申	請	額		人					千円
研修を	受ける機	関名又							
は漁家	《名(国外和	开修に							
あつて	は,派遣機	関名)							
上記0)所在地(住所)							
(国外石	研修にあつ	ては.							
研修	を受ける	5国)							
研修	多 の 年		教育・試験研 漁家研修		穿研修 女得講習	国外研修			
(101 1	y /	, 41)	(研修コース名	4)
研	修期	問	年	月	日~	年	月	日(日間)

2 従業者の技能改善又は資格取得の計画(使用者のみ記入すること。)

	今 年 度	過去3年	来年度	以降:	3 年 度	の計画
	計画	度実績	年度	年度	年度	計
従 業 員 数	今年度末	各年度末 平均	年度末	年度末	年度末	
	人	人	人	人	人	/
研修機関 (部門) 研修人員 研修機関 (部門)	人	人	人	人	人	人
研修人員	人	人	人	人	人	人
研修人員 計	人	人	人	人	人	人

3	地域振興局又	は支庁の	長の意見
---	--------	------	------

興局長
于 長

その2(高度経営技術習得資金の場合)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画

1 総括表

			購	入		す	る	機	器	等				5		
申	請	者	種名	類 及	び称	台		数	単	価	購	入	費	申	請	額
										円			千円			千円

	機製の	

購入する機器の 利 用 計 画

3 資金計画

購	1	費	資	金	il	Ħ		達		方	法
具件		實	沿岸漁	業改善資金	自	己	資	金	そ	の	他
		千円		千円				千円			千円

4 地域振興局又は支庁の長の意見

地域振興局長

その3(漁業経営開始資金のうち部門経営以外の漁船漁業の開始に係る資金の場合) 青年漁業者等養成確保措置に関する計画 1 総括表

申	請者				購 入 設置費		千円
開女	始する漁業の種類				申請額		千円
	漁船の建造, 取	建造,取得又は 改造の別	総トン乳馬力	数数	金 額	建造,取得又は 期	
	得又は改造			t W	千円	年 月 年 月	日~ 日
	Mr. El es Bilt 1	漁 具 の 名 称 (メーカー名)	数量 単	価	金額	購入又は設	置時期
内	漁具の購入			円	1 手円	年 月 年 月	日~ 日
	機器等(漁具を	機器等の名称	数量 肖	缅	金 額	購入又は設	置時期
	除く。)の購入			円	1 千円	年 月 年 月	日~ 日
	餌料の購入	餌料の種類	数量 肖	鱼価	a a	購入時期	購入先
	124 41 42 MIT X			円	1 千円	年 月 日	
	燃料の購入	燃料の種類	数量 耳	価	金額	購入時期	購入先
訳	Jan TI -> AFF JX			円	1 千円	年 月 日	
	その他						

- 2 漁業経営開始計画
 - (1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏	名	続	枘	年齢	住	所	漁業従事 日 数 (予定)	漁業従事 内 容 (予定)	備 考 (漁業関係経歴:学校,研 修,雇われ漁業等)
		申記	青者						

(3)	経営計		

漁業種類	対象魚種	期	間	使用漁船 総トン数	漁獲量	販売金額	左の経営内容に達す るまでの年次計画
合 計							

注 各項目は、漁業種類及び対象魚種ごとに記載すること。

(4) 資金計画

年 次	事	業	内	容	資	金	調	達	方	法	1,115	考
年 次	機器	等の種類	金	額	沿岸	漁業改	善資金	自己資金	そ	の他	備	4
1年目				千円			千円	千円		千円		
2年目												
3年目												
合 計												

- 注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記載すること。
- 3 経営の基本的方針(将来構想を含む。)

注 この資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになつた後、どの ように漁業経営を発展させていくかについて できる限り具体的に記載すること

その4(漁業経営開始資金のうち部門経営以外の養殖業の開始に係る資金の場合) 青年漁業者等養成確保措置に関する計画

く産動	直物の	種	_							設	置	費					千円
								10		申	請	額					千円
船の外	赴造,	取	建造。改造。			又	は	総トン馬 力	数数	金		額	建造期	, Д	(得)	スは	改造の時
又は改	文造								t kW		٦	-円		年年		354	П~ П
s rate (de s	n anda	øje.	施 (メ					数量	単位	itti	金	額	購	入	又は	t 設	置時期
医外胚 用巴爾	XON	谷								円		千円		557	- 5	550	日~ 日
能描 る	り臓	入	種苗	0	大	ŧ	ż	数量	単位)曲	金	額	購	入	時	期	購入先
	200						cm			PJ		千円		年	月	日	
1 料 6	り購	入	餌彩	+ 1	の様	重	類	数量	単位	洒	金	額	購	入	時	期	購入先
Til. 1885	377.00							kg		円		千円		年	月	Ħ	
- 6	D .	他															
	養殖施計 重 苗 の 耳 料 の	重苗の購	を殖施設の内容 苗の購入 科の購入	施 (メ を 値	施 (メー (メー (メー 重 苗 の 購 入 (メー 種 苗 の 購 入 (メー) (メー) (メー) (メー) (メー) (メー) (メー) (メー) (メー) (施設 (メーカー) 施設 (メーカー) を殖施設の内容 種苗の大種苗の大 群 ス 群 の 群 入	施 設 (メーカー名	施 設 名 (メーカー名) 種苗の大きさ	施 設 名 数量 (メーカー名) 施 設 名 (メーカー名) 数量 値 苗 の 購 入	Mag	M	Max	kW	kW	kw 年 施 設 名 (メーカー名) 数量 単価 金 額 購入 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	kW 年	kW 年月 年月 施 設 名 数量 単価 金 額 購入又は設 年 月 円 千円 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月

- 2 漁業経営開始計画
- (1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏	名	続	柄	年齢	住	所	漁業従事 日 数 (予定)	漁業従事 内 容 (予定)	備 考 (漁業関係経歴:学校,研 修,雇われ漁業等)
		申請	青者		5050055				
			-5,557-5,5						

101	Gray 334 - 31 3	TO / AT FIELD
(3)	30% (C) = 4*1	画(年間)

養殖魚種	養殖方式	期	間	養殖規模	生產量	販売金額	左の経営内容に達す るまでの年次計画

注 各項目は、養殖魚種ごとに記載すること。

(4) 資金計画

tr: Via	事	業	内	容	資	金	調	達	方	法	/Att:	考
年 次	機器	等の種類	金	額	沿岸	漁業改計	等資金	自己資金	そ	の他	備	45
1年目				千円			千円	千円		千円		
2年目												
3年目												
合 計												

- 注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記載すること。
- 3 経営の基本的方針(将来構想を含む。)

注 この資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになつた後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記載すること。

4	地域振興局又は支庁の長の意見
	地域振興局長
	支 庁 長

その5(漁業経営開始資金のうち部門経営の漁船漁業の開始に係る資金の場合)

青年漁業者等養成確保措置に関する計画

1 総括表

申	請	者							購設	置	入費					Ħ	- Щ
開女	台する漁業の種	類							申	請	額					Ŧ	-円
	Mr. for an al-	244	総馬	ŀ	カ	ン	数 数	金			額	改	造		の	時	期
	漁船の改	道					t kW			Ŧ	-円		年年		月月	日 ~ 日	
内	ж	4	漁 具 (メ-		200	335000	数量	単征	fi :	金	額	購	入	又	は設	置時	期
13	漁具の購	人	51101					Р	9		千円		年年		月月	日~ 日	_
	機器等(漁具	を	機器	等の	名	称	数量	単征	fi s	金	額	購	人	又	は設	置時	期
	除く。)の購	入						Р	9		千円		年年		月 月	日~ 日	١
	餌料の購	7	餌料	Ø	種	類	数量	単征	fi s	企	額	購	入	時	期	購入	先
	124 171 97 384							P	9		千円		年	月	H		
	燃料の購	λ	燃料	の	種	類	数量	単位	fi s	金	額	購	入	時	期	購入	先
訳	7m 11 "> 3er							Р	9		千円		年	月	日		
	その	他															

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主	との続柄	
経営主の氏名		年	齢	歳
経営主の住所			14	

経	営	規	模	及	CK	販	売		金	額		48
漁業	 養種類	使用	漁船総	トン	数	魚 獲	量	販	売	金額	所	得
	,									千円	漁 業 所 得 漁業外所得	千円
	計					/					計	

	渔業経営開始計画	
3		

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の計画内容(年間)

漁業	種類	対象	魚	種	期	間	使用漁船総トン数	漁	獲	量	販	売	金	額
合	計													

注 各項目は、漁業種類及び対象魚種ごとに記載すること。

(3) 資金計画

年 次	事	業	内	容	資	金	調	達	方	法	121:	±z.
平 次	機器	等の種類	金	額	沿岸	漁業改善	阜資金	自己資金	そ	の他	備	考
1年目				千円			千円	千円		千円		
2年目												
3年目												
合 計												

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記載すること。

4	地域振興局又は支庁の	長の意見
---	------------	------

地域振興局長	
支 庁 長	

その6(漁業経営開始資金のうち部門経営の養殖業の開始に係る資金の場合) 青年漁業者等養成確保措置に関する計画 1 総括表

千円 改造の時期 年月日~ 年月日 年月日 年月日 年月日
年 月 日~ 年 月 日 顕 購入又は設置時期
年 月 日 瞬入又は設置時期
年 月 日~
月 年 月 日
頂 購 入 時 期 購入先
9 年月日
頂 購 入 時 期 購入先
9 年月日

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主と	との続柄	
経営主の氏名		年	齢	歳
経営主の住所			1/2.	

経営	養	殖	規	模	及	U	販	売	金	額	所	得
主	養殖	 魚種	養殖	方式	養殖	規模	生 産	量	販売	金額	301	. in
の経営										千円	漁 業 所 得 漁業外所得	千円
概況		計				/	/				計	

渔業経営開始計画	

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の計画内容(年間)

養殖	魚 種	養殖	方式	期	間	養	殖	規	模	生	産	量	販	売	金	額
合	計															

注 各項目は、養殖魚種ごとに記載すること。

(3) 資金計画

年 次	事	業	内	容	資	金	調	達	方	法	121:	考
平 次	機器	等の種類	金	額	沿岸	漁業改	等資金	自己資金	そ	の他	備	~5
1年目				千円			千円	千円		千円		
2年目												
3年目												
合 計												

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記載すること。

4	地域振興局又は支庁の	長の意見
---	------------	------

地域振興局長 支 庁 長	

第5号様式(第5条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

第 号 年 月 日

殿

鹿児島県知事

年 月 日付けで申請のあつたことについては、沿岸漁業改善資金(資 金) の貸付けを受けることが適当であると認定します。

30.0	禄式(第	第6条関係	()			1	S7 / L tal. / 4	Action in	1	Total	71	Vi			
						*	受付地域 支庁名	振興局,		受 年月			受付番号		
					沿岸		停資金貨	付申請書		1 - 1000					
1	oto tea eta en												年	F	I
J	鹿児島県	果田事	殿						前	(便番)	E-				
								申	請者住		近				
									H	5 //	名				5
													主たる び代表者		
										711.42 電話番		14772	J-1 V4X-1	10)	(
i	沿岸漁業	* 改善資金	金(資金	を)の貸付	けを受け	けたいのつ	で、下記	のとおり	申請し	ょす	۲.			
							記								
1						咨 /	金 交 斥	+ .							
資	金の種類	類 償	還期間	引 据	置期間	希	望上	1 事	業量	事	業	費	申	誰	
			4	年	左	F	月日	1				千円	l l		千円
注	「資金	の種類	欄は、原	 鹿児島県	沿岸漁業	改善資金	·貸付規[第2条∉)貸付対象	食資金	の種	類を記	載する	2 2	١.
2	連帯債					60 500		60							- <u>Y</u>
車帯	1	È		所		氏		名		申	請	者と	· の	関	係
î						21.000									1.500.17
皆	油農保	訂人													
皆 3 車	連帯保)) ()		a £		ff-		4.		ш	id:	* 1	• 10	ELEI.	1Œ
者 3 車 节	7	証人		所		氏		名		申	請	者と	· Ø	関	係
者 事 帯 保	7)) ()		所		氏		名		申	請	者と	; Ø	関	係
者 3 車帯呆証人	1	ŧ		所		氏		名		申	請	者と	· Ø	関	係
者 3 連帯呆証人 4	7	ŧ		所		氏		名		ф	記	者と	· 0	関	係
者 3 連帯保証人 4 担	1	ŧ		所		氏		名		申	計	者と	: O	関	係
者 3 連帯保証人 4 坦呆物	1	ŧ		所		氏		名		申	請	者と	: O	関	係
者 3 連帯保証人 4 担保物件	担保物	件		所		氏		名		ф	計	者と	; O)	関	係
者 3 連帯保証人 4 担保物件	1	件	償	所	J.E.			名		IļI		者と	· 0	関	係
	担保物質還計	件	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	計 7年目	8年目	9年		画 10年目	11年		12年目
音 3 車 音 R 正 L 4 旦 R 勿 卡 5	担保物質量計	件	2年目				6年目 償還額	計		9年1		画	11年		
省 3 車 特 呆 证 人 4 旦 呆 物 牛 5	担保物質還計	件	2年目	3年目	4年目	5年目		計 7年目		9年1		画 10年目	11年		12年目
省3 車特呆证人 4 坦呆勿牛 5	担保物質還計	生 件 画 目 償還額	2年目	3年目	4年目	5年目		計 7年目		9年1		画 10年目	11年		12年目
省3 車特保証人 4 担保勿牛 5	担保物 償還計 年 日	生 件 画 目 償還額	2年目 償還額	3年目	4年目	5年目		計 7年目		9年1		画 10年目	11年		12年目
連帯保証人 4 担保物件 5 1 月 6 事	担保物 償還計 年 日	生性の関連を表現しています。	2年目 償還額	3年目	4年目	5年目		計 7年目		9年1		画 10年目	11年		12年目

資本金の額又は出資 の総額									
常時使用する従業者 数									
沿岸漁業改善資金未 償還額	資	金	Ø	種	類	未	償	湿	額

添付書類

- 1 経営等改善資金又は青年漁業者等養成確保資金(漁業経営開始資金に限る。)の貸付けで、申請者が認定中小 企業者以外の場合の申請にあつては、収支計画書
- 2 法人格のない団体にあつては、当該団体の規約及び構成員名簿
- 注1 鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の貸付対象資金の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

第7号様式(第6条関係)

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

第 号 年 月 日

殿

鹿児島県知事 印 日付けで貸付けの申請のあつた沿岸漁業改善資金(資金) については, 下記のとおり貸付けを決定する。

資	金	種	į	類	貸付	決定番号	÷ [6 付	金	額
										千円
償	還期	限				年	月	B		
	償		還	期		Ħ	金	額	摘	要
	第1回		4	F	月	Н		千円		
賞	第 2 回		£	É	月	日				
	第 3 回		4	Ē	月	日				
	第 4 回		4	E	月	月				
眾	第 5 回			E	月	E				
	第 6 回			Ē.	月	B				
方	第 7 回			E.	月	Ħ				
וו	第 8 回			E.	月	H				
	第 9 回			Ë.	月	Ħ				
法	第10回			Ë.	月	Ħ				
	第11回			E	月	日				
	第12回		£	Ĕ.	月	日				
			計							
連棒	 提保証人								外	人

借用証書提出期限 年 月 日 資金交付日 年 月 日

第8号様式(第6条関係)

沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書

年 月 日

殿

鹿児島県知事

下記のものから貸付けの申請のあつた沿岸漁業改善資金について、別添のとおり貸付けを決定しました。

記

第9号様式(第6条関係)

(表) 収入印紙 貼付欄

	Z	建理		年	月	日
	受	沙理		年	月	日
代日油ウ	番	号	第		+	导
貸付決定	年 月	l B		年	月	日

沿岸漁業改善資金借用証書

借受	者の氏	:名又	は名和	弥		住所	郡市	町 大字	番	号
借	入	金	額		第1回	年	月	日		千円
					第2回	年	月	日		千円
				償	第3回	年	月	日		千円
			千円	還	第4回	年	月	日		千円
				期	第5回	年	月	日		千円
985	760	mest	11000	日	第6回	年	月	日		千円
償	還	期	限	及び	第7回	年	月	日		千円
				償	第8回	年	月	日		千円
				還	第9回	年	月	日		千円
	年	月	Н	額	第10回	年	月	日		千円
	212	71	14	103	第11回	年	月	H		千円
					第12回	年	月	日		千円

本日,上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。ついては, 鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上, 借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

上記資金の借受けにつき、下記の者は、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借受者と連帯して債務の履行の責めに任じます。

氏	名	印		住	所	
			郡 市	町 村	大字	番地

- 注 1 「資金の種類」欄には、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保 資金の別及びそれぞれの資金についての鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の 表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。
 - 2 「借受者の氏名又は名称」欄及び「住所」欄は、法人にあつてはその名称及び代表 者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入すること。

(裏)

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

- 第1条 (氏名) (以下「乙」という。)は、鹿児島県(以下「甲」という。) が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限 (分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。
 - (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の使途以外に使用し、又は事業実施期 間経過後長期にわたり使用しないとき。
 - (2) 乙がこの借入金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
 - (3) 乙につき,仮差押え,差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手 続開始,民事再生手続開始,会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつ たとき。
 - (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に 入つたとき。
 - (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
 - (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
 - (7) この借入金により改良され、又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
 - (8) 乙が鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の 履行を怠つたとき。
 - (9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらずこの借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(報告)

- 第3条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この 場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するも のとする。
- 2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。 (調査)

- 第4条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち 入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項の調査をすることを承認する。 (弁済の充当)
- 第5条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。 (違約金)
- 第6条 乙は、甲から弁済期限又は期限前償還を要求された場合において甲の指定する期日 までに償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払の日までの日数に応じ支 払うべき金額に年12.25パーセントを乗じて計算した金額に相当する違約金を甲に支払 う。
- 2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払 うものとする。

(連帯保証人)

第7条 保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約 のいかんにかかわらずこれの履行の責めを負う。

(保証人の追加等)

- 第8条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちに、これに応ずるものとする。
- 2 甲は、保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応ずるものとする。

(担保)

- 第9条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となったときには、速やかにこれを提供するものとする。
- 第10条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し、若しくは賃貸し、又は他の債務の担保に供し、その現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。
- 2 乙は、担保として提供した資産の価格が減失、毀損等の事情により減少したときは、遅 滞なくその旨を甲に報告するものとする。
- 第11条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずるものとする。
- 2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応ずるものとする。

第10号様式 (第8条関係)

受付 年月日	受付番号	
	受 付 年月日	受 付 受付 年月日 番号

沿岸漁業改善資金借入申込書

年 月 日

融資機関の代表者 殿

郵便番号

申込者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

(電話番号)

沿岸漁業改善資金(

資金)を借り入れたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 申込みの概要

資金の種類	償還期間	据置期間	資希	金 交 望	付日	事業量	事業費	申込額
	年	年		月	目		千円	千円

注 「資金の種類」欄は、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の貸付対象資金の種類を記載すること。

2 償還計画

償					還		計				画		
1	年	1	2年日	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
月	Ħ	償還額	償還額	償還額									

3 申込者の概要

事業開始の時期	F .								
事 業 の 概 要	Ē								
資本金の額又は 出 資 の 総 額									
常時使用する 従業者数	201								
沿岸漁業改善資金 未 償 還 額		金	0)	種	類	未	償	還	額

添付書類

- 1 経営等改善資金又は青年漁業者等養成確保資金(漁業経営開始資金に限る。)の申込みで、申込者が認定中小企業者以外の場合の申込みにあつては、収支計画書
- 2 法人格のない団体にあつては、当該団体の規約及び構成員名簿
- 注1 鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の貸付対象資金の種類ごとに申込書を提出すること。
 - 2 ※印欄は、記入しないこと。

第11号様式 (第8条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

第 号 年 月 日

融資機関の代表者 殿

鹿児島県知事

印

年 月 日付けで申請のあつたことについては、沿岸漁業改善資金(資金)の貸付けを受けることが適当であると認定しました。

第12号様式 (第8条関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関の名称 代表者の氏名

沿岸漁業改善資金 (資金) の貸付けを実施するため、貸付金を借り入れたい ので、下記のとおり申請します。

沿岸漁業改善資金県貸付金借入金額

第13号様式 (第8条関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

融資機関の代表者 殿

鹿児島県知事 印

年 月 日付けで貸付けの申請のあつた沿岸漁業改善資金県貸付金については、 下記のとおり貸付けを決定する。

資 類 貸付決定番号 貸 付 金 額 千円 償 還 期 限 年 月 日 湿 日金 額摘 要 年 千円 第1回 月 H 年 第2回 月 H 第3回 年 月 H 年 月 第4回 日 償 第5回 年 月 H 還 第6回 年 月 日 第7回 月 H 方 第8回 年 月 第9回 年 月 H 法 年 月 第10回 H 第11回 年 月 日 第12回 年

借用証書提出期限 年 月 日 資 金 交 付 日 年 月 日

第14号様式 (第8条関係)

沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

年 月 日

殿

融資機関の名称 代表者の氏名

年 月 日付けで借入れの申込みのあつた沿岸漁業改善資金 (資金) については、下記のとおり貸付けを決定する。

动

					記				
資	金	種	類	貸付決	定番号	貸	付	金	額
									千円
償	還 期	限	2	年 月	J E				
償	ĭ	111 121	圳		B	金	額	摘	要
	第1回		年	月	В		千円		
	第2回		年	月	日				
	第3回		年	月	日				
償	第4回		年	月	Ħ				
-	第5回		年	月	H				
還	第6回		年	月	日				
	第7回		年	月	日				
方	第8回		年	月	日				
	第9回		年	月	Ħ				
法	第10回		年	月	日				
	第11回		年	月	日				
	第12回		年	月	Ħ				
			計						

借用証書提出期限 年 月 日 資 金 交 付 日 年 月 日

注 「資金」及び「種類」の欄は、県貸付金を原資として貸し付ける沿岸漁業改善資金について、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。

第15号様式 (第8条関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関の名称 代表者の氏名

年 月 日付けで貸付決定のあつた沿岸漁業改善資金県貸付金の貸付けについて、 下記のとおり支払を請求します。

記

請求額 金 円也

振込先

金	融	機	関	名	本・支店名	種	別	П	座	番	号	(П	フ ル	リ 軽	ガ 名	ナ) 義
													- 1.0		30.		

第16号様式(第8条関係)(表)

収入印紙貼 付 欄

		25	2 理		年	月	日
		3	建理		年	月	日
As I show	番		号	第			号
貸付決定	年	月	日		年	月	日

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書

資	金	の 1	重	領								
融	資 機	関の	名 和	弥		住所		郡市	村	大字	番	号
借	7	Δ	455		第1回	年	月	日				千円
111	入	金	額	646	第2回	年	月	日				千円
				償	第3回	年	月	日				千円
		-	千円	還	第4回	年	月	日				千円
				期	第5回	年	月	日				千円
Live-	NOT.	1140	INE	日	第6回	年	月	日				千円
償	還	期	限	及び	第7回	年	月	H				千円
				償	第8回	年	月	日				千円
	白	F 月	日	還	第9回	年	月	日				千円
				額	第10回	年	月	Ħ				千円
				100	第11回	年	月	日				千円
					第12回	年	月	日				千円

本日,上記のとおり沿岸漁業改善資金県貸付金を借用しました。ついては, 鹿児島県沿 岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上, 借入金の償還は支払期日に相違なく 実行することを確約します。

年 月 日

鹿児島県知事 殴

融資機関の名称 代表者氏名

注 「資金の種類」欄は、県貸付金を原資として貸し付ける沿岸漁業改善資金について、 経営等改善資金,生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金 についての鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類 を記入すること。

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 融資機関(以下「乙」という。)は、鹿児島県(以下「甲」という。)から借り入れたこの資金と同額を、 (以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

(期限前償還)

- 第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合 には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ち に債権の全部又は一部を弁済する。
 - (1) 乙がこの借入金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 乙がこの借入金の償還を怠つたとき(丙に転貸した資金の償還を沿岸漁業改善資金 助成法(昭和54年法律第25号)第12条第2項において準用する同法第10条の規定によ り猶予したことにより、乙がこの借入金の償還を償還期日までに行うことができない 場合を除く。)。
 - (3) 乙がこの借入金を借入れ後速やかに貸し付けをしないとき。
 - (4) 乙がこの借入金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
 - (5) 乙につき,仮差押え,差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手 続開始,民事再生手続開始,会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつ たとき。
 - (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
 - (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
 - (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
 - (9) 乙が鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の 履行を怠つたとき。
 - (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらずこの借入金の全部又は一部を甲に繰上償還すること ができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

- 第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、 あらかじめ甲に通知するものとする。
- 2 乙は、前項の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、この契約に定める償還期限にかかわらず、速やかに受領額を甲に償還する。
- 3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に 期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理 上必要な措置を行う。

(報告)

- 第6条 乙は次に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。
 - (1) この借入金の転借により改良され、造成され、又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、 又は公用収用されることとなつたことを知つた場合
 - (2) 乙の住所,名称,資本金若しくは代表者に変更を生じ,又は乙に解散その他これに 準ずる事実が発生した場合
 - (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
 - (4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙から報告を受けた場合
 - (5) その他甲が指示する場合

(調查

第7条 乙は,甲の職員その他甲の委託を受けた者が,乙の事務所その他必要な場所に立ち入り,事業の状況,書類,帳簿その他必要な事項の調査をすることを承認する。 (弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙から受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従う ことを承認する。

(違約金)

- 第9条 乙は、支払期日までに償還金を支払わなかつた場合又は甲の指定する支払期日までに第2条の規定により期限前償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ延滞金額に年12.25パーセントを乗じて計算した金額に相当する違約金を甲に支払う。
- 2 乙は、丙が沿岸漁業改善資金助成法第12条第2項において準用する同法第10条の規定 による支払の猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があ ったときも前項の規定による違約金を支払うものとする。
- 3 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。
- 4 乙は、丙に対し違約金を請求してこれを徴収したときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

第17号様式(第8条関係)

収入印紙貼 付 欄

		3	建理		年	月	日
		5	2 理		年	月	日
# LL Sh da	番		号	第			号
貸付決定	年	月	日		年	月	日

沿岸漁業改善資金借用証書

				+		T		郡	ĦŢ			
借受	者の日	七名又	は名	陈		住所		市	村	大字	番	号
借	入	金	額		第1回	年	月	日				千円
10	А	342	領具	(0.0500)	第2回	年	月	日				千円
				償	第3回	年	月	H				千円
			千円	還	第4回	年	月	日				千円
				期日	第5回	年	月	日				千円
償	vint	Ha	1711	及	第6回	年	月	日				千円
166	還	期	限	びび	第7回	年	月	日				千円
	100			償	第8回	年	月	日				千円
	4	平 月	日	還	第9回	年	月	日				千円
				額	第10回	年	月	日				千円
				tale.	第11回	年	月	日				千円
					第12回	年	月	日				千円

本日,上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。ついては, 鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上, 借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

融資機関の代表者 殿

住 所 氏名又は名称及び代表者氏名

- 注1 「資金の種類」欄は,経営等改善資金,生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金についての鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。
 - 2 「借受者の氏名又は名称」欄及び「住所」欄は、法人にあつてはその名称及び代表 者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入すること。

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

- 第1条 (氏名) (以下「乙」という。)は、融資機関(以下「甲」という。)が次の各 号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支 払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を 弁済する。
 - (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の使途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
 - (2) 乙がこの借入金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
 - (3) 乙につき,仮差押え,差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手 続開始,民事再生手続開始,会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつ たとき。
 - (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
 - (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
 - (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
 - (7) この借入金により改良され、又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
 - (8) 乙が鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の 履行を怠つたとき。
 - (9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらずこの借入金の全部又は一部を甲に繰上償還すること ができる。

(報告)

- 第3条 乙は、事業実施後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。
- 2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。 (調査)
- 第4条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項の調査をすることを承認する。 (違約金)
- 第5条 乙は、甲から弁済期限又は期限前償還を要求された場合において甲の指定する期日までに償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払の日までの日数に応じ支払うべき金額に年12.25パーセントを乗じて計算した金額に相当する違約金を甲に支払う。
- 2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第12条第2項において準用する同法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

第18号様式 (第9条関係)

その1 (研修教育資金以外の資金の場合)

沿岸漁業改善資金事業実施報告書

年 月 日

(鹿児島県知事又は融資機関の代表者) 殿

郵便番号

借受者 住 所

氏 名

(電話番号

さきに借り受けた沿岸漁業改善資金に係る事業を完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	資金の種類	借受	金 額
年 月 日	年度 第 号	年 月 日			千円

2 事業実施状況

事業着 年 月	工目	年	月 日	事業完 年 月	了 日	年	月日	事業実 施場所	
事	業	計	画	事	業		実	績	計画と実績
事業名	数量	単価	金 額	事業名	数量	単価	支払金額	領収書 番 号	との相違点 とその理由
		円	円			円	円		
計		*********		計					

3 資金調達の実績

	_							資		金		訓	H	ş	達	- 1	X	分
		\	\	総	事	業	費	沿改	岸善	漁資	業金	自	己	資	金	そ	Ø	他
申実	請	計	画績				円				円				円			円

4 事業費等の確認 (知事に報告する場合のみ記入すること。)

貸付限度額	円	貸付超過額	円 処理	経 過
確認の証明	上記のとおり 年	相違ないことを証 月 日	明します。 地域振興局長 支 庁 長	

添付書類

事業の完了を証する書類

- 注1 借受者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称 及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 1借受状況の表の「資金の種類」欄は、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。
 - 3 2事業実施状況の表の「事業実施場所」欄は、借受者の住所以外の場所で実施した場合に記入し、「事業名」欄は、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表の資金の内容欄に掲げる機器等のうち、本資金の貸付けを受けたもの(例えば遠隔操縦装置)

を記入すること。

なお,住居利用方式改善資金に係る事業にあつては,改善箇所の名称(例えば居室, 炊事施設)を記入すること。

4 借受者が法人格のない団体であるときは、当該団体の構成員の個人別内訳書を添付すること。

その2 (研修教育資金の場合)

沿岸漁業改善資金事業実施報告書

年 月 日

(鹿児島県知事又は融資機関の代表者) 殿

郵便番号

借受者 住 所

氏 名

(電話番号

さきに借り受けた沿岸漁業改善資金 (研修教育資金) に係る事業を完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 借受状況及び研修状況

貸年	付 決 月	定日	貸番	付	決	定号	借年	月	受日	借	受	額	研修の名称	研修期間
			第			号	年	月	日		1	千円		

2 研修の内容及び成果(国外研修の場合のみ記入すること。)

研修の内容 研修の成果

3 研修費使用状況

借	受	額	研要	修 し た	に額	残 額 (借受額-研修に要した額)	繰	Ŀ	償	還	額
		千円		1	FН	千円				13	F円

4 事業費等の確認 (知事に報告する場合のみ記入すること。)

貸付決定額	円	貸付超過額	円	処 理 経 過	
沿岸漁業就					
業の有無					
今後の指導 援助事項					
確認の証明	-337	相違ないことを記 月 日	正明します。		
昨応 ひ 記 切			地域振興 支 庁	見局長 長	

添付書類

研修を終了したことを証する書類

注 借受者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及 び代表者の氏名を記入すること。 第19号様式 (第9条関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金事業実施報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関の名称 代表者の氏名

年 月 日付けで借り受けた沿岸漁業改善資金県貸付金について、沿岸漁業改善 資金の貸付業務を実施したので、下記のとおり報告します。

記

沿岸漁業改善資金県貸付金借受実績

貸	付 決	定番	号		貸	付	決	定	日	
貸	付	金	額	円	貸	付	実	行	日	
借	受	者	名							X

添付書類

借受者から提出された沿岸漁業改善資金事業実施報告書の写し

第20号様式 (第10条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

第 号 年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年 月 日付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を,下記のとおり 取り消したので通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、鹿児島県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

1 貸し付けている資金

貸	付	決	定	日	貸	付	決	定	番	号	貸	付	金	額
		年	月	日										円
2	取消理	由			011									

第21号様式(第12条関係)

沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

(鹿児島県知事又は融資機関の代表者) 殿

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

(電話番号)

沿岸漁業改善資金の償還金の支払の猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

				HE			
貸付決定	定年月日		年 月	目			
貸付決	定番号		年第	号			
資金の	の種類						
借受者 又 は	の氏名 名 称						
借受	金 額						
		償	還	期	Ħ	金	額
		第1回	年	月	Ħ	-	千円
		第2回	年	月	Ħ		千円
		第3回	年	月	日		千円
		第4回	年	月	Ħ		千円
Median /	MASIMI TUNE	第5回	年	月	Ħ		千円
当初の償還方法	第6回	年	月	日		千円	
	第7回	年	月	日		千円	
		第8回	年	月	日		千円
		第9回	年	月	日		千円
		第10回	年	月	日		千円
		第11回	年	月	Ħ		千円
		第12回	年	月	日		千円
		償	還	期	日	金	額
		第1回	年	月	H		千円
		第2回	年	月	日		千円
		第3回	年	月	日		千円
		第4回	年	月	日		千円
変 更	後の	第5回	年	月	日		千円
償 還	方 法	第6回	年	月	Ħ		千円
		第7回	年	月	日		千円
		第8回	年	月	Ħ		千円
		第9回	年	月	H		千円
		第10回	年	月	Ħ		千円
		第11回	年	月	H		千円
		第12回	年	月	Ħ		千円

変 更 理 由

添付書類

償還が著しく困難であることを証する書類

- 注1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称 及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 「資金の種類」欄は,経営等改善資金,生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に 掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。
 - 3 「変更理由」欄は、災害、疾病、負傷、盗難等により支払の猶予を必要とするに至った理由を記入すること。

第22号様式(第12条関係)

沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書

第 号 年 月 日

殿

鹿児島県知事

年 月 日付けで支払の猶予の申請のあった沿岸漁業改善資金の償還金については、下記のとおり支払の猶予を決定しました。

			йC			
貸付決定年月日		年 月	H			
貸付決定番号		年第	号			
資金の種類						
借受者の氏名 又 は 名 称						
借 受 金 額						
	償	還	期	Ħ	金	和
	第1回	年	月	日		千円
	第2回	年	月	H		千円
	第3回	年	月	Ħ		千円
	第4回	年	月	日		千円
ste has a 196 smit 1 St	第5回	年	月	Ħ		千円
当初の償還方法	第6回	年	月	日		千円
	第7回	年	月	Ħ		千円
	第8回	年	月	日		千円
	第9回	年	月	П		千円
	第10回	年	月	日		千円
	第11回	年	月	H		千円
	第12回	年	月	日		千円
	償	還	期	日	金	額
	第1回	年	月	日		千円
	第2回	年	月	日		千円
	第3回	年	月	日		千円
	第4回	年	月	日		千円
変更後の	第5回	年	月	日		千円
償 還 方 法	第6回	年	月	日		千円
	第7回	年	月	日		千円
	第8回	年	月	日		千円
	第9回	年	月	H		千円
	第10回	年	月	H		千円
	第11回	年	月	日		千円
	第12回	年	月	日		千円

第23号様式 (第12条関係)

沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定連絡書

第 号 年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

下記のものから支払の猶予の申請のあつた沿岸漁業改善資金の償還金について、別添のとおり支払の猶予を決定しました。

第24号様式 (第12条関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関の名称 代表者の氏名

沿岸漁業改善資金県貸付金の償還金の支払の猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

			記			
貸付決定年月日		年 月	目			
貸付決定番号	3	年第	号			
資金の種類						
借受者の氏名 又 は 名 称						
借 受 金 額						
	償	還	期	П	金	額
	第1回	年	月	Н		千円
	第2回	年	月	日		千円
	第3回	年	月	H		千円
	第4回	年	月	日		千円
当初の償還方法	第5回	年	月	日		千円
	第6回	年	月	H		千円
	第7回	年	月	H		千円
	第8回	年	月	日		千円
	第9回	年	月	日		千円
	第10回	年	月	H		千円
	第11回	年	月	日		千円
	第12回	年	月	日		千円
	償	還	期	日	金	額
	第1回	年	月	В		千円
	第2回	年	月	日		千円
	第3回	年	月	日		千円
	第4回	年	月	H		千円
変更後の	第5回	年	月	日		千円
償 還 方 法	第6回	年	月	日		千円
	第7回	年	月	日		千円
	第8回	年	月	日		千円
	第9回	年	月	日		千円
	第10回	年	月	日		千円
	第11回	年	月	日		千円
	第12回	年	月	H		千円

変 更 理 由

添付書類

- 1 償還が著しく困難であることを証する書類
- 2 借受者から提出された沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書の写し
- 注1 「資金の種類」欄は、県貸付金を原資として貸し付ける沿岸漁業改善資金について、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の表に掲げる貸付対象資金の種類を記入すること。
 - 2 「変更理由」欄は、災害、疾病、負傷、盗難等により支払の猶予を必要とするに至った理由を記入すること。

第25号様式 (第12条関係)

沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予決定通知書

第 号 年 月 日

融資機関の代表者 殿

鹿児島県知事

年 月 日付けで支払の猶予の申請のあつた沿岸漁業改善資金県貸付金については、下記のとおり支払の猶予を決定しました。

	¥:		āC			
貸付決定年月日		年 月	目			
貸付決定番号		年第	号			
資金の種類						
借受者の氏名 又 は 名 称						
借受金額						
	償	還	期	Ħ	金	和
	第1回	年	月	H		千円
	第2回	年	月	日		手巴
	第3回	年	月	日		千円
	第4回	年	月	H		千円
NATION RESIDENCE TO SHE	第5回	年	月	日		千円
当初の償還方法	第6回	年	月	日		千円
	第7回	年	月	日		千円
	第8回	年	月	Ħ		千円
	第9回	年	月	日		千円
	第10回	年	月	日		千円
	第11回	年	月	日		千円
	第12回	年	月	日		千円
	償	還	期	日	金	额
	第1回	年	月	日		千円
	第2回	年	月	日		千円
	第3回	年	月	日		千円
	第4回	年	月	日		千円
変更後の	第5回	年	月	日		千円
償 還 方 法	第6回	年	月	日		千円
	第7回	年	月	日		千円
	第8回	年	月	H		千円
	第9回	年	月	日		千円
	第10回	年	月	H		千円
	第11回	年	月	H		千円
	第12回	年	月	日		千円